

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 26 日

高崎市長 殿

提出者 〒373-0851
住 所 群馬県太田市飯田町1547
0TAスクエアビル7F
氏 名 関東建設工業株式会社
代表取締役 高橋 明
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0276-30-0211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	関東建設工業株式会社 高崎市内現場
事業場の所在地	高崎市内一円
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	908億円
③従業員数	336名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<div>建設汚泥 → 脱水、固化(凝集・造粒・薬注) → 改良土</div> <div>a) 廃プラスチック類 → 破碎・圧縮 → 再生プラスチック原料、RPF原料 → 破碎・焼成 → セメント燃料 → 破碎・切断・圧縮 → 埋立</div> <div>b) 紙くず → 圧縮 → 製紙原料、RPF原料</div> <div>c) 木くず → 破碎 → 燃料チップ、セメント燃料、堆肥化</div> <div>d) 繊維くず → 破碎 → RPF原料、セメント燃料、堆肥化</div> <div>e) 金属くず → 圧縮 → 金属製品原料等</div> <div>f) がれき類</div> <div>g) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</div> <div>h) 廃石膏ボード → 破碎 → (粉)石膏ボード原料、土壤改良材 (紙)製紙原料</div> <div>i) コンクリートがら、アスコンがら → 破碎 → 路盤材、セメント材</div> <div>建設混合廃棄物 → 分別 → a)～i)</div> <div>石綿含有産業廃棄物 → 中間処分場にて熔融 最終処分場(管理型)にて埋立</div> <div>破碎 → 再生骨材、埋立</div>



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙1			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2	
	排 出 量	11892.797 t	t
	（これまでに実施した取組） ・再資源化中間処理業者への処理委託 ・適正な資材発注の徹底		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2	
	排 出 量	7280 t	t
	（今後実施する予定の取組） 現状の取組を更に徹底するとともに、手戻り、手直しのないよう、 施主、設計担当者、協力業者との打合せを密に行い、 不要な産業廃棄物排出の削減に努める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 各作業所において、品目別のコンテナ等を配置により 分別収集を行っている。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） フレコンの使用による排出量の少ない品目の分別、 社員、作業員に対する教育を行い、分別収集の徹底を図る。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

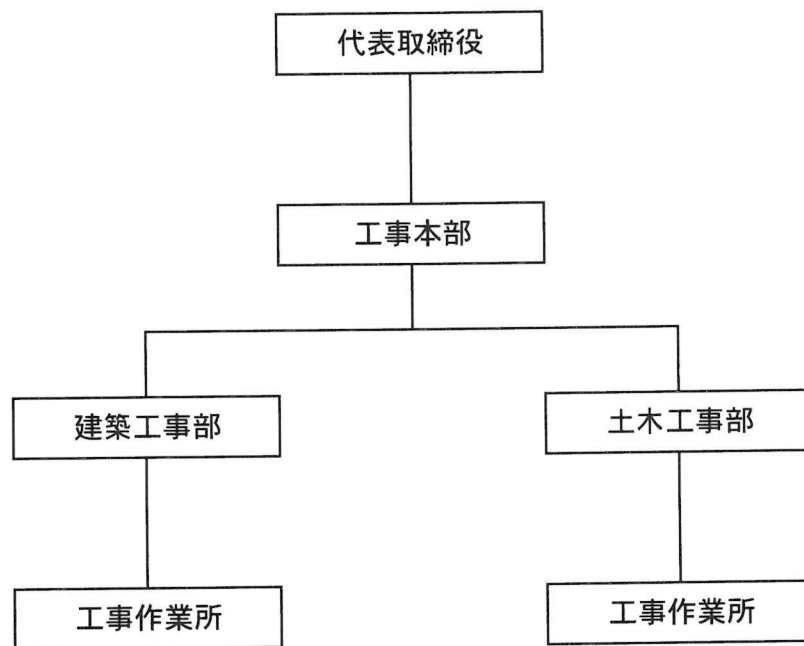
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2	
	全 処 理 委 託 量	11892.797 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	235.549 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	11657.248 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 処理業者の設備、能力を確認し、作業所毎に選定・委託している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2	
	全 処 理 委 託 量	7280 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1140 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	6140 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 各作業所における中間処理業者選定の際、優良認定処理業者を 検討する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 管理体制図



令和7年度実績(単位:t)

令和8年度目標(単位:t)

[illegible]